

那覇市自然環境啓発事業委託業務仕様書

1. 業務名

令和8年度那覇市自然環境啓発事業委託業務

2. 目的

本業務は、環境学習等を通して身近な那覇市内の自然環境に触れることで、その大切さを認識してもらうための主催事業、出前講座及びこどもエコクラブ活性化事業を委託するものである。

3. 業務内容

受託者は以下の業務を行うものとする。なお、実施場所は那覇市又は関連する市町村とする。

(1) 主催事業

自然環境啓発を目的とした講座又は観察会等を行う。

ア. 実施回数及び内容

主催事業の内容	実施回数
市内における外来種、生物多様性及びSDGs等の環境啓発に関する事業	2回

イ. 安全管理

屋外活動では、講師以外に安全管理を担う職員を1名以上配置すること。

ウ. レクリエーション保険の加入

事前に参加者全員に対してのレクリエーション保険へ加入すること。なお、保険料は受託者の負担とする。

エ. アンケートの実施

講座等が終了次第、参加者へ委託者の指定する様式でアンケートを実施する。

(2) 出前講座

学校・自治会・児童クラブ等を中心とした団体からの講座依頼に対し講師派遣を行う。

ア. 実施回数

20回以上の出前講座を実施すること。

イ. 講座等の内容

外来種対策、自然体験（観察会等）や環境学習等に関すること。

ウ. 参加受付について

講座等への参加受付は受託者にて対応する。募集については実施期間を通じて平準化を図り、申込みが規定数以上となった場合には新規の団体を優先し、実施時期や実施内容を勘案し講師の派遣を決定することができる。ただし、申込みが規定数以下となった場合には、申込み順にて受付を行い、規定数を満たすよう努めるものとする。

エ. アンケートの実施

講座が終了次第、団体へ委託者が求める内容を含めたアンケートを実施すること（様式自由）。

(3) こどもエコクラブ活性化事業

市内に登録のあるこどもエコクラブ向けに自然観察会、体験教室等を実施し活動の活性化を図り、環境問題の現状について関心を高め、環境保全活動を推進する人材の育成を図る。

また、こどもエコクラブの新たな登録をサポートすることによってこどもエコクラブの活性化を図る。

ア. 業務内容

- こどもエコクラブと調整し、環境啓発講座等を行う。
- 広報周知として、広報物の作成、市内の各クラブへ案内発送（こどもエコクラブ全国事務局からの連絡も含む。）
- こどもエコクラブ全国事務局が実施する各エコクラブの活動の壁新聞の作成呼びかけ・助言・こどもエコクラブ沖縄県事務局への提出窓口。
- 市内に登録のあるこどもエコクラブ間の交流の場（那覇大会）を開催する。なお、オンラインなどを利用した開催も検討すること。
- 新たなこどもエコクラブの登録への助言、サポート等をする。
- 必要に応じて、「沖縄県地域環境センター」と連携する。

【参考】

- こどもエコクラブ (<https://www.j-ecoclub.jp>)

(4) 打合せ・進捗管理

事業を円滑に行うため以下の打合せを実施する。なお、必要に応じて別途打合せを行うことができる。また、事業進捗状況について、適宜に簡易な報告をする。

ア. 年間計画調整打合せ

契約締結後2週間以内に、年間の事業計画及び主催事業の実施内容について調整を行う。

イ. 中間調整打合せ

契約締結後3～4カ月を目安に、事業の進捗状況の中間報告、実施した事業及び計画中の事業について確認・調整を行う。

ウ. 最終調整打合せ

契約履行期間終了の1～2カ月前を目安に、事業の進捗状況の最終報告、実施した事業及び計画中の事業について確認・調整を行う。

(5) 広報等

ア. 受託者は、より多くの市民に本事業へ参加してもらうよう、広報に努めるものとする。

主催事業は原則として「広報なは市民の友」への掲載をするものとする。よって、掲載希望の月より2ヶ月前の5日までに、委託者へ広報依頼書を提出すること。

イ. 受託者がホームページ等を作成し広報をする場合には、そのホームページ等のアドレスの管理については責任を持って取り扱うこと。なお、疑義が生じた際には、委託者と協議の上、決定するものとする。

4. 成果品

受託者は、以下の成果品を委託者に納入する。

品名	数量	留意事項
委託業務実施報告書 及び 主催事業開催シート (資料含む)	3部 (A4・両面 カラー印刷)	(1) 主催事業 業務内容をもとに、事業内容、開催結果及び その講座開催に必要な事項について、内容及 び方法等を検討し今後の活用となる資料を作 成すること。 (2) 出前講座 開催結果について、対象者数及び講座開催後 の感想・要望等について報告すること。 (3) こどもエコクラブ活性化事業 実施結果について、対象者数及びその内容に ついて報告すること。
電子成果品 (CD-R・DVD等)	1式	・CD-R・DVD 又は委託者が指定するファイル交 換サービスによるPDFデータの提出 ・開催状況の写真(事業、講座ごとに4～5枚 程度)

5. 留意事項

原則として、他公共団体等からの活動補助金等を受領し実施している事業でないこと。

6. 労働関係法規の遵守

委託業務従事者の労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法を遵守すること。また、最低賃金法に定める最低賃金以上の賃金を遵守すること。

7. その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、市と協議のうえ決定するものとする。